

件名	亀山市地域まちづくり協議会条例	市民文化部 地域づくり支援室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>市では、平成22年4月に亀山市らしいまちを実現することを目的に亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）を施行しています。同条例に示す理念や基本原則を具現化するため、第1次総合計画後期基本計画においては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を主要事業として位置付け、多様な主体による地域の包括的なしくみづくりに対する支援を積極的に推進しています。</p> <p>このような中、各地域では、地域まちづくり協議会を設立し、又は地域まちづくり協議会の設立に向けた取組を開始することにより、自主的かつ自立的な活動を展開するための基盤を築いてきています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、地域まちづくり協議会のこれまでの実践等を考慮し、地域まちづくり協議会が公共性を備えるための団体としての要件を明確化し、明文化するため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 本条例は、地域まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とします。 <第1条関係></p> <p>(2) 協議会の区域は、おおむね小学校区に相当する範囲において規則で定める区域とすることとします。 <第2条関係></p> <p>(3) 協議会の構成員について定めます。 <第3条関係></p> <p>(4) 協議会は、規約を定めなければならないこととします。 <第4条関係></p> <p>(5) 協議会が行う事業について定めます。 <第5条関係></p> <p>(6) 協議会は、公正な事業の執行に努めるものとします。 <第6条関係></p> <p>(7) 協議会を設立した場合は、その代表者の氏名、規約等を市長に届け出なければならないこととします。 <第7条関係></p> <p>(8) 協議会は、その事業を推進するため、地域まちづくり計画を策定するも</p>		

のとし、地域まちづくり計画を策定したときは、市長に提出するものとし
ます。 <第8条関係>

(9) 協議会が行ってはならない活動について定めます。 <第9条関係>

(10) 市は、協議会に対して、必要な支援を行うものとし、必要に応じて助
言を行うものとしします。 <第10条関係>

(11) 協議会は、市域で活動する公共的団体と積極的な連携協力を図るもの
としします。 <第11条関係>

(12) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしします。

<第12条関係>

3 その他

(1) 施行日は、平成28年4月1日としします。

(2) 施行日前に、市に設立を届け出ている協議会については、本条例の規定
による届出があったものとみなす経過措置を設けます。

亀山市地域まちづくり協議会条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第5号

亀山市地域まちづくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とする。

(協議会の区域)

第2条 協議会の区域は、おおむね小学校区に相当する範囲内において規則で定める区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 協議会の区域に居住する者
- (2) 協議会の区域に存する公共的団体
- (3) 協議会の区域で事業を行う個人又は法人で、協議会が認めたもの

(協議会の規約)

第4条 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地、総会の方法等が明記された規約を定めなければならない。

(協議会の事業)

第5条 協議会は、まちづくりの推進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の権利及び自主性を尊重したまちづくりに関すること。

- (2) 地域の個性を尊重したまちづくりに関すること。
- (3) 子どもの健全育成に関すること。
- (4) 自主防災及び自主防犯に関すること。
- (5) 健康づくり及び地域福祉の充実に関すること。
- (6) 環境の保全及び創造に関すること。
- (7) 歴史の尊重及び文化の振興に関すること。
- (8) その他地域のまちづくりに関すること。

(公正な事業の執行)

第 6 条 協議会は、関係法令の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、組織の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な事業の執行に努めるものとする。

(設立等の届出)

第 7 条 協議会を設立した場合は、その代表者の氏名、規約その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 協議会は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による届出があった場合は、規則で定める事項を公示しなければならない。

(地域まちづくり計画)

第 8 条 協議会は、第 5 条に掲げる事業を推進するため、地域ごとの特性に基づき、地域の将来像及びまちづくりの基本方針を定めた地域まちづくり計画を策定するものとする。

2 協議会は、地域まちづくり計画を策定したときは、市長に提出するものとする。

(活動の制限)

第 9 条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3

条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(市の支援及び助言)

第10条 市は、協議会に対して、必要な支援を行うものとする。

2 市は、協議会に対して、自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて助言を行うものとする。

(他の公共的団体との連携)

第11条 協議会は、市域で活動する公共的団体と積極的な連携協力を図るものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第7条第1項において規則で定めることとされている事項について市に届け出ている協議会は、同項の規定による届出があったものとみなす。